



肝付町

令和8年1月
～第21号～

農業委員会だより



～本誌の内容～

- ②…会長あいさつ、農業新聞について
- ③…農地中間管理事業、農地の手続きについて
- ④…相続登記の義務化、荒廃農地について
- ⑤…農業振興課からのお知らせについて
- ⑥…肝付町賃借料情報、農業者年金について



新年のご挨拶

肝付町農業委員会

会長 永野易美



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より肝付町農業委員会の活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、気候変動の影響に加え、資材価格の高騰や労働力不足など、地域農業を取り巻く環境が一層厳しさを増しました。

特に米をめぐっては、全国的な価格動向や需給の変化が大きな話題となり、生産者の皆さまにとつて将来への不安を感じる一年であったことと思います。そのような中にあっても、安全で安心な米づくりに真摯に取り組まれている農家の皆さまのご努力に、心より敬意を表します。

また、基盤法の改正により、農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を通じて行われる仕組みとなり、地域計画に基づく農地利用が求められるようになりました。今後は、地域の話し合いを重ねながら、担い手への農地集積・集約を進めていくことが重要となります。農業委員会といたしましては、関係機関と連携し、制度改正の内容を分かりやすくお伝えするとともに、円滑な貸借手続きと合意形成の支援に努めてまいります。

本年も、農地の適正な管理と有効活用を図り、次世代につながる持続可能な農業の実現に向けて、農業委員会の役割を着実に果たしてまいります。

結びに、皆さまにとつて本年が健康で実り多い一年となりますことを心よりお祈り申し上げるとともに、肝付町農業委員会への変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

見やすく！分かりやすく！充実した農業・農村の情報を届けます



◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 1ヶ月 700円

※令和8年4月より1ヶ月 900円

◆発行所 全国農業会議所

全国紙ですが、地方ごとの頑張る農業者の記事、イベント情報等を掲載

その他にも農政に関するニュース、経営に役立つ情報など様々な農業に関する記事が掲載されています。

購読のお申し込みは農業委員会事務局へ

0994-65-8418

農地中間管理事業へ一本化されました

①農地の貸付・借受の相談

農業委員会事務局又は農業委員・推進委員にご相談ください。

②貸し手・借り手のマッチング

相談があった農地は各地区的農業委員・推進委員がマッチングを行います。賃借料及び賃借期間についてはお互いに話をしていただき決めてください。

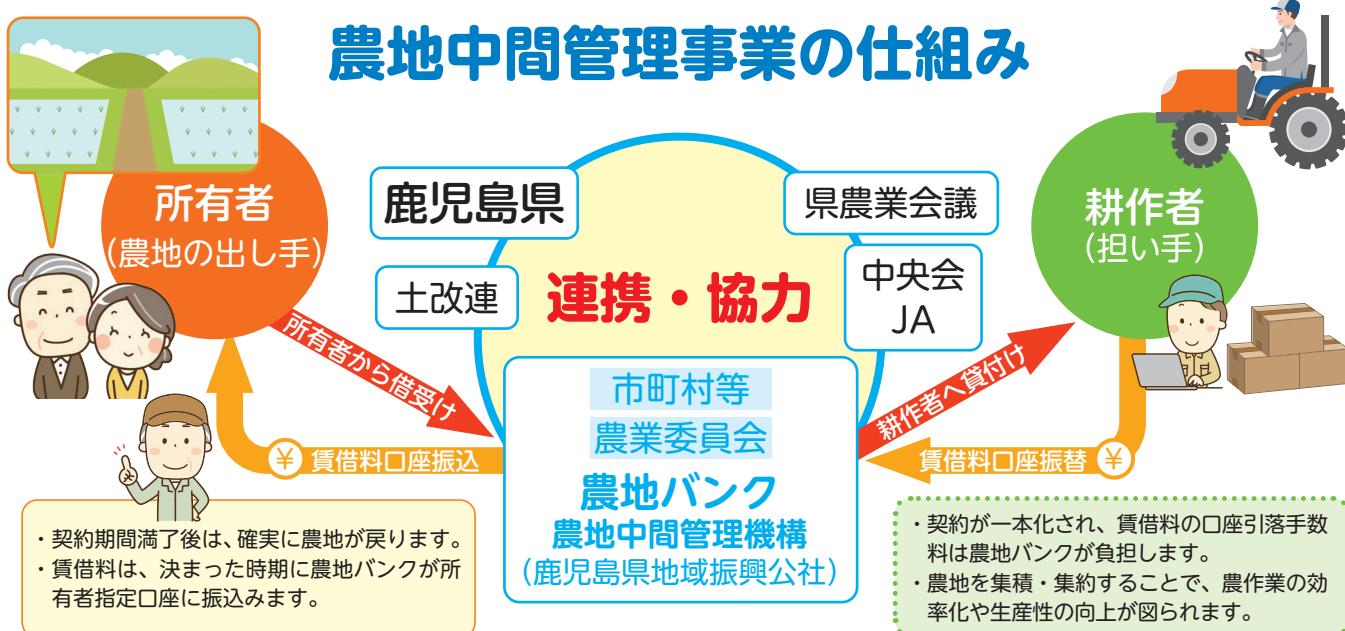
③契約書類の作成

契約内容が決定したら役場の方で契約書類の作成を行います。書類の作成後、借り手・貸し手双方の書類への押印をいただきます。また賃借料の支払いについては振り込みとなりますので、新規で契約される方は通帳の写しが必要になります。

※相続未登記の農地については、法定相続人の過半の同意が必要となります。

④契約締結後

契約締結後は借り手・貸し手双方に契約書を送付します。賃借料の支払いについては原則契約した翌年度の10月末に徴収して11月に支払いとなります。契約内容の変更（耕作者変更・合意解約など）がありましたら農業委員会事務局までご連絡ください。



農地に関する手続きは農業委員会へご相談ください

▶農地の売買、贈与、賃借について

⇒農地の売買、賃借などには農業委員会の許可が必要です（農地法3条など）。

▶農地の転用について

⇒農地を農地以外の用途に変更したい場合、農業委員会を通じて県の許可を受ける必要があります。所有者自ら転用する場合は農地法第4条、農地を買う、または借りて転用する場合は農地法第5条の申請となります。事前に農地ではないか等の確認、相談を農業委員会や行政書士等にしてください。※農地に植林する場合も転用申請が必要となります。

▶申請書類受付締切日

⇒総会月の前月の末日（土日祝日除く）

※その月によって変わることがありますので、農業委員会事務局へご確認ください。

▶各種届出について

⇒次の事案がありましたら、農業委員会事務局に届け出してください。

- ・農地を相続した（相続届）。
- ・農地の賃借契約、使用貸借を解約する。
- ・所有している農地を第三者に売りたい、貸したい（あっせん届出書）。
- ・農地の利用変更や形質変更をする（形質変更届）。

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上義務となりました。

相続登記の必要書類（入手場所）

<input checked="" type="checkbox"/> 登記申請書	● 法務局のホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本	● 亡くなった人の本籍地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の最後の住所を証明する住民票の除票（戸籍の附票）	● 亡くなった人の住所地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本	● 各相続人の本籍地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 不動産を取得する相続人の住民票	● 不動産を取得する相続人の住所地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	● 不動産がある市町村役場

【その他の書類】

遺言による相続の場合……遺言書

遺産分割協議による相続の場合

- ・遺産分割協議書（相続人全員の記名と実印による押印が必要）
- ・遺産分割協議を行った相続人全員分の印鑑証明書（印鑑登録のある市町村役場）

相続登記の申請義務化について詳しく知りたい方は法務省が掲載している「[未来につなぐ相続登記](https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html)」をご覧ください。 https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

荒廃農地を無くしましょう !!

荒廃農地は、農業生産に欠かせない農地の減少のほか、以下のようないろいろな問題を誘発させる原因になります。周囲の耕作者や住民に迷惑がかかりますので適正な管理をしていただきますよう、よろしくお願いします。併せて、畦畔（あぜ）管理についても耕作者、所有者の方で草刈りを行ってください。また、草刈りした雑草などを農道、畦畔（あぜ）に放置をせず、適切な処理を行ってください。

病害虫の発生



野生鳥獣のひそみ場



水路への悪影響



景観の悪化



不法投棄の誘発



肝付農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、農業を将来にわたって守り、発展させていくための計画を定めています。この計画は、優良な農地を守りながら有効に活用し、農業が安定して続けられるようさまざまな施策を計画的に進めるものです。計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、農用地区域の面積や農業就業人口など、農業を取り巻く現状や今後の見通しを調査します。今回、社会情勢や自然条件の変化に対応するため、令和7年度から令和8年度にかけて、整備計画の全体見直しを行います。

◆農用地区域に設定すべき土地の考え方

- ① 10ha以上の集団的農地
- ② 土地改良事業などの対象地
- ③ 農業用施設用地
- ④ 上記のほか、地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地

◆農用地区域の除外等の申し出の受付停止について

通常、変更申し出の受付を随時行っていますが、見直し期間中については、関係機関との調整や意見聴取等のため、一時受付を停止します。現在、除外や編入申し出をご検討されている方はご注意ください。

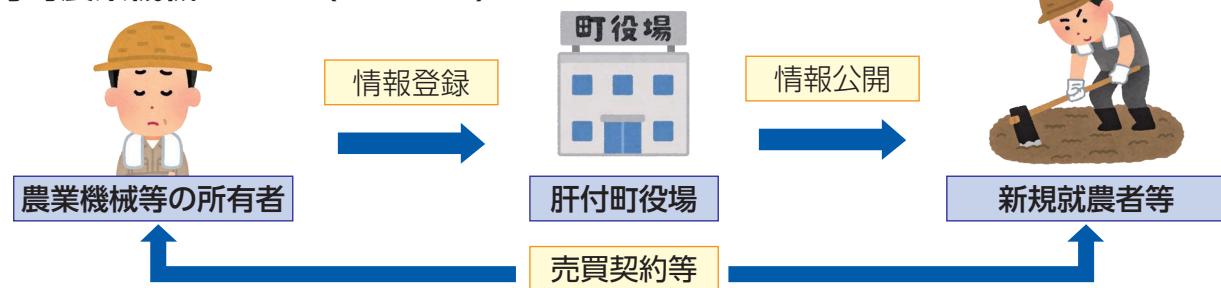
受付停止期間（予定）=令和8年5月1日（金）～令和8年12月18日（金）



使わなくなった農業機械はありませんか？

本町では新規就農者や規模拡大を考えている農家の経済的負担を軽減し、農業機械及び農業施設の遊休化を防ぐことを目的として、譲渡・賃借・売買の情報を共有する肝付町農業機械バンク制度を導入する予定です。今後使用しない農業機械及び農業施設や情報等ありましたら、肝付町役場農業振興課農政係までご連絡ください。

肝付町農業機械バンク（イメージ）



鳥獣被害防止対策について

国庫事業

- ①採択要件：受益者（農道管理者、畜産農家含む）が3戸以上で申請可能
- ②補助額：直営施工の場合（定額）

電気柵 1段あたり	148円/m
ワイヤーメッシュ柵	1,290円/m

 請負施工の場合（1/2）

電気柵 1段あたり	391円/m
ワイヤーメッシュ柵	3,000円/m

町単独事業（電気柵）

- ①事業対象者：肝付町に住所を有し、町税等に未納がないこと
町内において農作物を耕作する個人及び法人周辺に農地がなく、国庫事業が活用できない農地であること
- ②補助額：購入費用の1/2以内
申請は1世帯当たり年1回とし、交付額は3万円を上限とする

・電気柵貸出について

有害動物が出荷販売目的の農作物に被害を与えることや、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことを目的とし、肝付町手育成総合支援協議会が所有する電気柵及び変圧器の貸し付けを行います。

【問い合わせ先】 肝付町役場農業振興課農政係 TEL 0994-65-8418

肝付町賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

		田		畠	
締結（公告）された地域名		平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦	全 体	9,600円	104	10,000円	75
高 山	全 体	9,400円	356	6,100円	169
（参考）肝付町平均		9,500円	460	7,300円	244

農業者年金に加入しませんか？

■ 農業者年金加入要件

- ①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事 ③60歳未満
※国民年金付加年金への加入が必要

■ 保険料の設定は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択できます。

■ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

■ 終身で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も遺族の方が受け取れます。

試算表～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間（令和5年度まで）の運用利回りの平均は、年率3.05%です。